野村アセットマネジメント　NOMURA



投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月31日

野村ブラックロック循環経済関連株投信

Aコース（米ドル売り円買い）
Bコース（為替ヘッジなし）
愛称：ザ・サーキュラー

野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース

追加型投信／内外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
A コース （米ドル売り円買い） B コース （為替ヘッジなし）	追加型	内外	株式

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
A コース （米ドル売り円買い） B コース （為替ヘッジなし）	その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	年2回	グローバル （日本を含む）	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年9月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月30日に関東財務局長に提出しており、2026年10月31日にその効力が生じております。

●投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドは、ESG※を投資対象選定の主要な要素としており、「ファンドの目的・特色」にその詳細を記載しています。
※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

主要投資対象

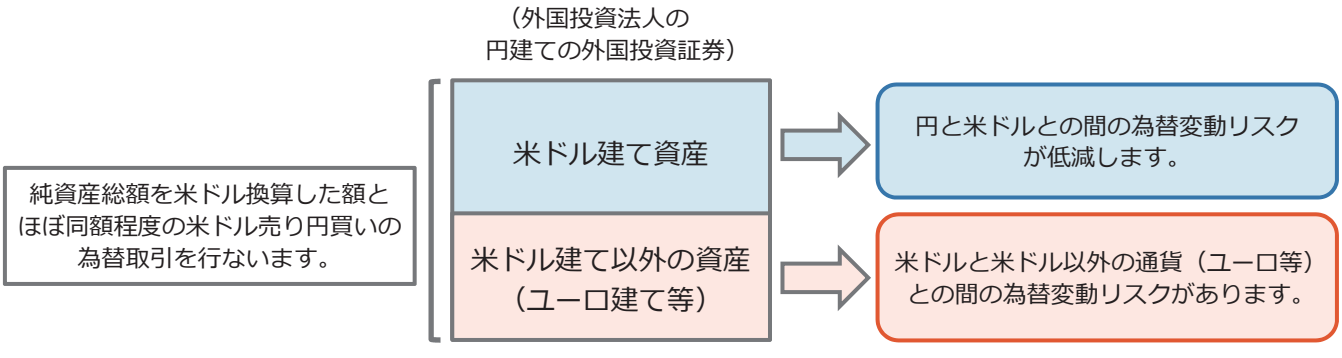
新興国を含む世界各国の金融商品取引所に上場している企業の株式を実質的な主要投資対象※とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

ファンドは投資する外国投資法人において、米ドル売り円買いの為替取引を行なう「Aコース」と対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「Bコース」から構成されています。

■ Aコースにおける為替取引のイメージ■

● Aコースでは、米ドル建て以外の資産（通貨）についても「米ドル売り円買い」の為替取引を行ないます。そのため、米ドル建て以外の資産については、米ドルと米ドル以外の通貨（ユーロ等）との間の為替変動リスクがあります。



※詳しくは後述の「為替変動リスク」をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●各々以下の外国投資法人である「ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド名	投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券
Aコース （米ドル売り円買い※）	ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド－クラス I2ヘッジ（円建て）
Bコース （為替ヘッジなし）	ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド－クラス I2（円建て）

※Aコースにおける「米ドル売り円買い」とは、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。

●通常の状況においては、「ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

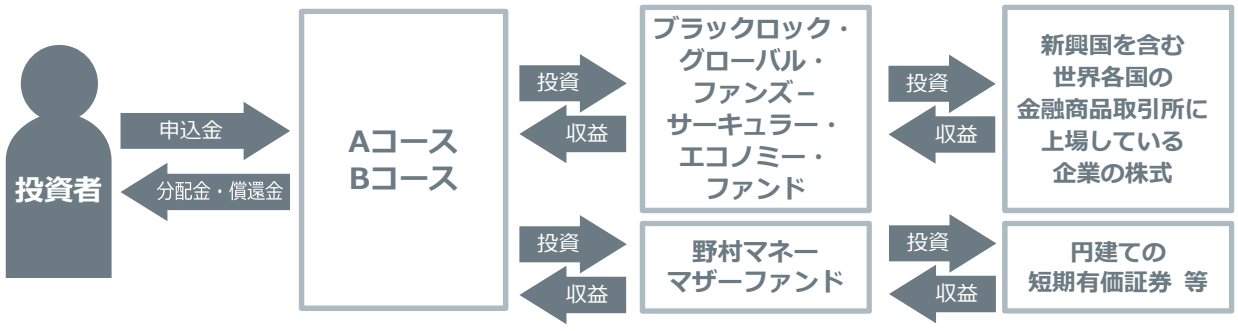
※通常の状況においては、「ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

■ファンドの組入銘柄■

ファンドが投資対象とする「ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド」は、ESG特性を重視して選定された銘柄に純資産総額の80%以上投資を行ないます。

※投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資法人の概要

ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド－
クラス I2ヘッジ（円建て）／クラス I2（円建て）
（ルクセンブルグ籍外国投資法人）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	新興国を含む世界各国の金融商品取引所に上場している企業の株式
投資方針	・新興国を含む世界各国の金融商品取引所に上場している企業の株式を主要投資対象とし、トータル・リターンの最大化を目指して運用を行なうことを基本とします。 ・ファンドは、サーキュラーエコノミー（循環経済）の恩恵を受ける、またはサーキュラーエコノミーの発展に貢献すると考えられる株式に投資を行ないます。 ※サーキュラーエコノミー（循環経済）のコンセプトは、廃棄物の最少化およびリサイクルや再利用を活性化させるために製品やシステムの再設計を促進すること、とされています。 ・ファンドは、主に以下の3つのカテゴリーに着目し投資を行ないます。 ①事業活動においてサーキュラーエコノミーに適応する企業（変化に適応する企業） ②非効率の解決に向けて革新的なソリューションを提供する企業（変化を促進する企業） ③再利用可能な代替素材を提供する企業（変化の恩恵を受ける企業） ・株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の80%以上とします。 ・クラスＩ2ヘッジ（円建て）は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度、米ドル売り円買いの為替取引を行なうことを基本とします。 ・クラスＩ2（円建て）は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。 ・効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用することがあります。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・同一発行体が発行する譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超える同一発行体の譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、合計で純資産総額の40%以下とします。 ・ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行なうことはできません。
収益分配方針	原則として分配を行なわず信託財産の成長を目指します。
償還条項	ファンドの純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合等は、償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
運用会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA／NV、ルクセンブルグ支店
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）S.A.
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.73%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など。

上記のほか、一般社団法人資産運用業協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

ファンドの目的・特色

■投資対象とする外国投資法人におけるサステナブル投資■

投資対象とする外国投資法人では、サーキュラーエコノミー（循環経済）の恩恵を受ける、またはサーキュラーエコノミーの発展に貢献すると考えられる株式に投資を行ないます*。また、同銘柄に純資産総額の80%以上投資することを基本とします。

＊サーキュラーエコノミーとは、持続的に再生し続けられる経済環境を指す概念のことを言い、持続可能な経済活動の発展及び環境負荷低減の両立を実現するための経済モデルです。当ファンドはサーキュラーエコノミー分野への投資を通じて、2015年9月の国連サミットにおいて掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の内、12「つくる責任つかう責任」等の達成に貢献する事が期待されます。

2016~2030年 SDGs(持続可能な開発目標) :持続可能な開発目標（SDGs）とは、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界の様々な問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってよりよい世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標です。

1 貧困をなくそう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	13 気候変動に具体的な対策を
2 飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も	14 海の豊かさを守ろう
3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさも守ろう
4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
5 ジェンダー平等を実現しよう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
6 安全な水とトイレを世界中に	12 つくる責任つかう責任	

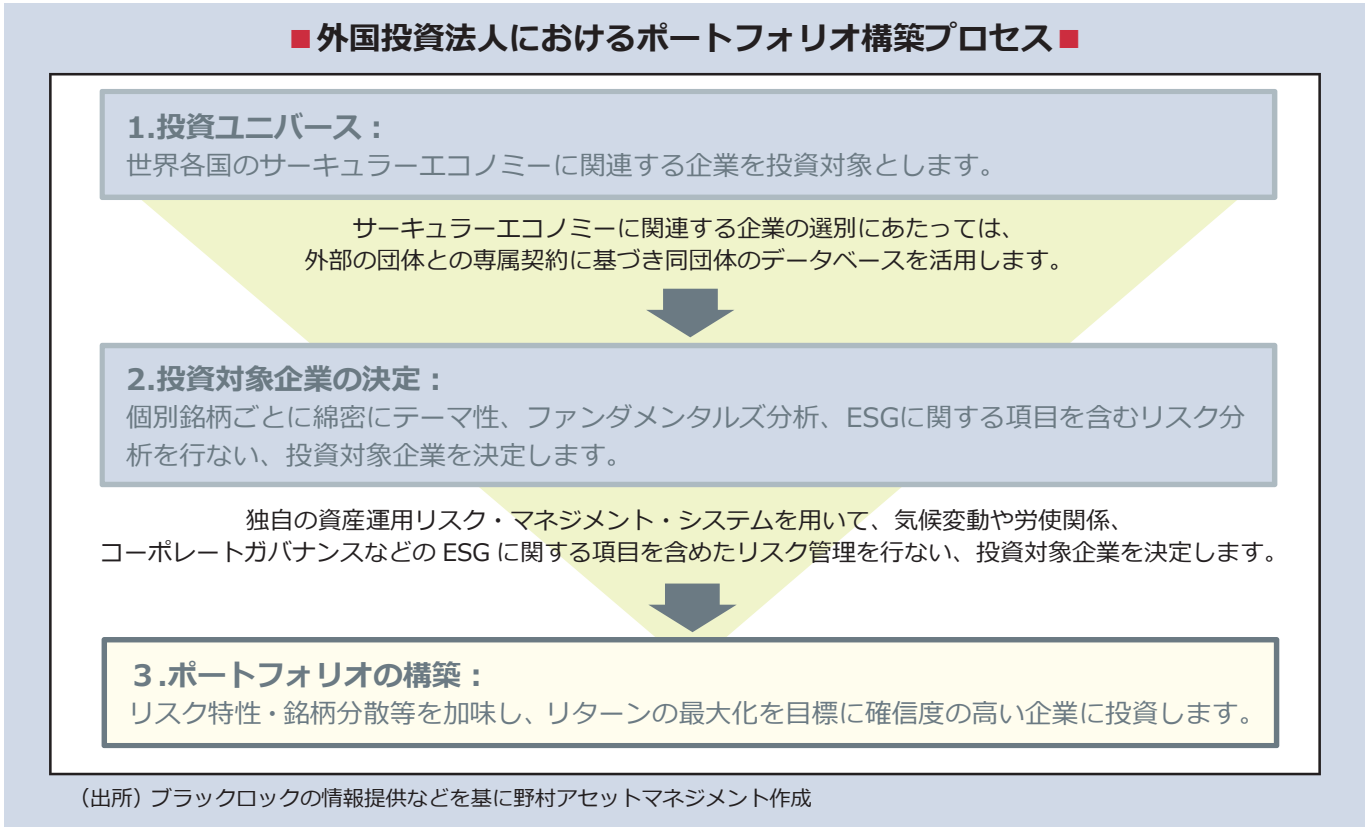
■ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドのスチュワードシップ方針■

・ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドは、議決権行使やエンゲージメント（対話）を通じて、投資先企業の持続可能な成長を促します。

・ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドのスチュワードシップ方針の詳細は、以下のサイト（「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」）内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「野村ブラックロック循環経済関連株投信」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、ブラックロック・ジャパン株式会社のサイトにアクセスいただくと、ご覧いただけます。

https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4

ファンドの目的・特色



（出所）ブラックロックの情報提供などを基に野村アセットマネジメント作成

＊上記の投資対象とする外国投資法人の概要については、2026年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの目的・特色

「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

主な投資制限

	株式への投資割合	外貨建資産への投資割合	デリバティブの利用	投資信託証券への投資割合
Aコース	株式への直接投資は行ないません。	外貨建資産への直接投資は行ないません。	デリバティブの直接利用は行ないません。	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
Bコース			デリバティブの直接利用は行ないません。なお、外国投資証券への投資を通じて、デリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。	

分配の方針

原則、毎年２月および8月の6日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	・「Bコース」が投資する「ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド－クラス I2（円建て）」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動の影響を受けます。 ・「Aコース」が投資する「ブラックロック・グローバル・ファンズ－サーキュラー・エコノミー・ファンド－クラス I2ヘッジ（円建て）」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことにより、米ドル建ての資産については為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル建て以外の外貨建資産については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。例えば、ユーロ建資産を保有している場合には、米ドルに対するユーロの為替変動の影響を受けます。この場合、ユーロが米ドルに対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。 ・特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。
ESG投資に関するリスク	ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各コースが各々投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- 投資対象とする外国投資法人においては、当該外国投資法人全体で一定規模以上の純資金流出入が生じた場合、当該流出入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があります。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

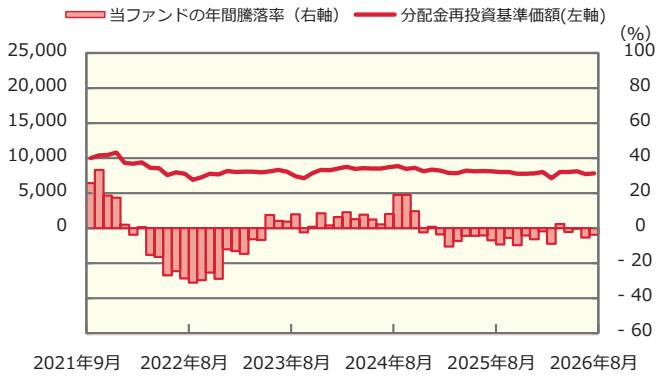
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

投資リスク

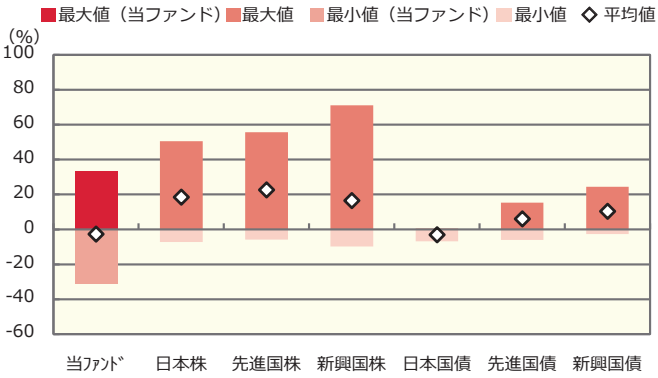
リスクの定量的比較（2021年9月末～2026年8月末：月次）

Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



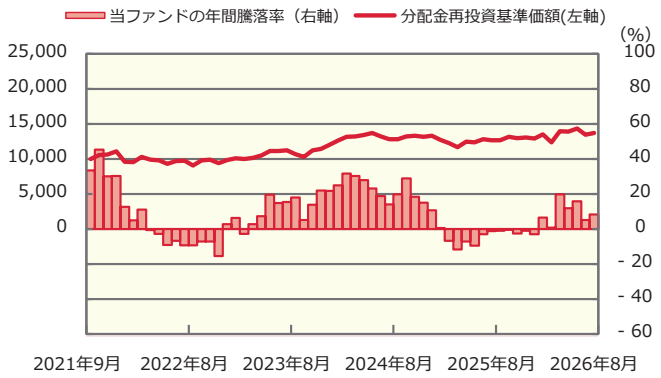
	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**33.2**	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	△ **31.1**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	△ **2.7**	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

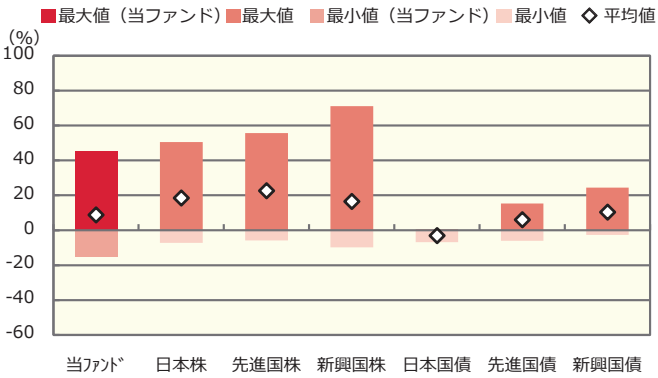
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**45.2**	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値（%）	△ **15.4**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**8.8**	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

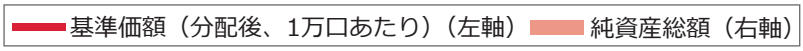
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

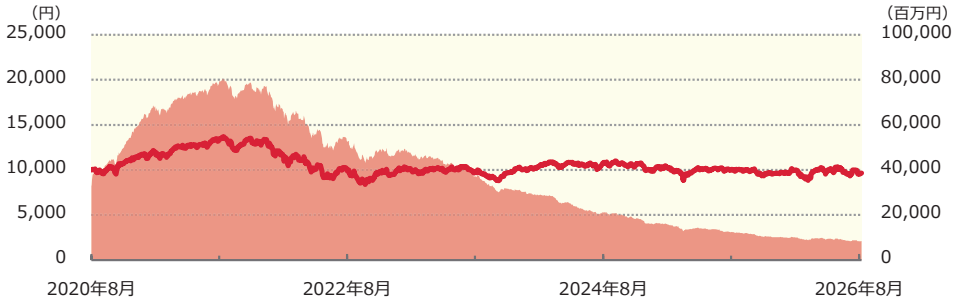
（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年8月31日現在）

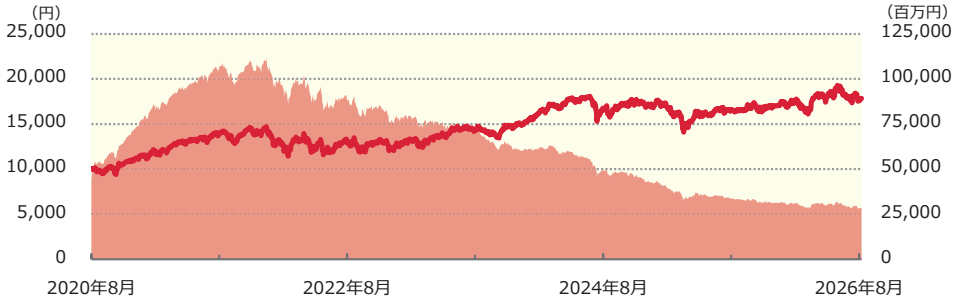
基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



Aコース



Bコース



分配の推移

（1万口あたり、課税前）

Aコース

2026年8月	0 円
2026年2月	0 円
2025年8月	0 円
2025年2月	10 円
2024年8月	0 円
設定来累計	40 円

Bコース

2026年8月	10 円
2026年2月	10 円
2025年8月	10 円
2025年2月	10 円
2024年8月	10 円
設定来累計	120 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

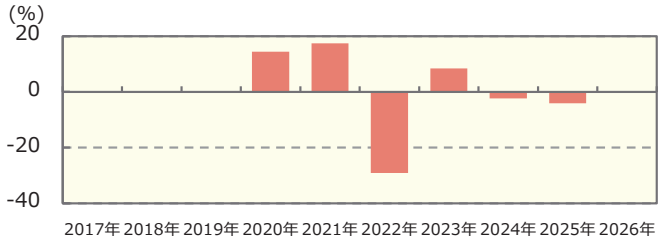
順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率（%）	
				Aコース	Bコース
1	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited	台湾	情報技術	4.2	4.2
2	Contemporary Amperex Technology Co.,Ltd.	中国	資本財・サービス	3.9	3.9
3	Broadcom Inc.	米国	情報技術	3.8	3.8
4	Ecolab Inc.	米国	素材	3.6	3.6
5	Linde Public Limited Company	米国	素材	3.5	3.5
6	Republic Services, Inc.	米国	資本財・サービス	3.3	3.3
7	Legrand	フランス	資本財・サービス	3.1	3.1
8	Coca-Cola Europacific Partners plc	英国	生活必需品	3.1	3.1
9	ABB Ltd	スイス	資本財・サービス	3.0	3.0
10	キーエンス	日本	情報技術	2.9	2.9

・国/地域は原則発行国・地域で区分しております。

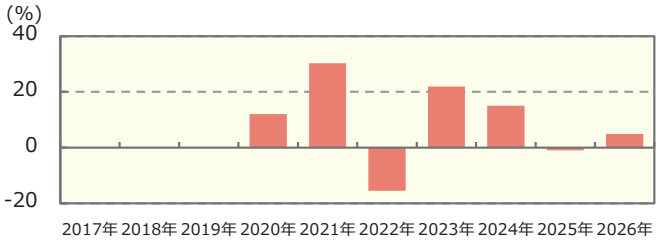
運用実績（2026年8月31日現在）

年間収益率の推移（暦年ベース）

Aコース



Bコース



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2020年は設定日（2020年8月24日）から年末までの収益率。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 （購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年10月31日から2027年10月29日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行　・ロンドンの銀行　・ルクセンブルグの銀行 ・ニューヨーク証券取引所　・ロンドン証券取引所
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	・Aコース 2030年8月6日まで　（2020年8月24日設定） ・Bコース 無期限　（2020年8月24日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月および8月の6日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

手続・手数料等

課　税　関　係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 「Bコース」は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。「Aコース」は、NISAの対象ではありません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ＊上記は2026年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 （詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。） 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
	信託財産留保額	ありません
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率			年1.10%（税抜年1.00%）
支払先の配分（税抜）および役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.25%
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.70%
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.05%
投資対象とする外国投資証券の信託報酬率			年0.73%
実質的な負担（注）			年1.83% 程度（税込）

（注）ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税　　等

手続・手数料等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②＋③＋④）	①ファンドの運用管理費用の比率	②ファンドのその他費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費用の比率	④投資先ファンドの運用管理費用以外の比率
Aコース	1.81	1.09	0.00	0.72	0.00
Bコース	1.81	1.09	0.00	0.72	0.00

（2026年2月7日～2026年8月6日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
＊ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
＊ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
＊ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
＊投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
＊投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

追加的記載事項

●ファンドの名称について

「野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース」に「(米ドル売り円買い)」、「野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース」に「(為替ヘッジなし)」を付記する場合があります。